

第245回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

1 日 時 令和5年1月20日（金）
午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階
海区委員会室

3 議 題

(1) 漁業許可の公示について

(2) 大阪海区漁業調整委員会規程等の一部改正について

(3) すだて漁の取り扱いについて

(4) その他

・ 海区漁場計画(素案)について

・ 瀬戸内海広域調整委員会の結果報告について

海区委員会資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年1月17日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	2隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで	なし
刺網漁業	2隻					すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで	
						一枚建網漁業:周年	
						三枚建網漁業:周年	
						かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで	
たこつぼ漁業	1隻	した建網漁業: 5月1日から10月31日まで					
ひきなわ漁業	5隻	周年					
あなごかご漁業	1隻	8月1日から2月15日まで					
		周年					

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1カ月間
 刺網漁業以外: 公示日から2カ月間

大阪海区漁業調整委員会規程及び大阪海区漁業調整委員会事務規程 の一部改正について

■大阪海区漁業調整委員会規程

1.改正の内容

「大阪海区漁業調整委員会規程」において、漁業法改正に伴う条ずれ是正及び現行の海区漁業調整委員会の実態に即した文言修正を行う。

- ・現行規程における漁業法の条項は、旧漁業法の条項のままであることから、令和2年12月に施行された改正漁業法の条項に是正。
⇒旧条文第1条・第2条・第8条
- ・他都道府県の海区委員会規程や本府の他行政委員会の規程等を参考に、大阪海区漁業調整委員会の実態に即した内容で規定することとした。(委員会・会長の職務・議事録に係る規定等)
⇒新条文第2条・第3条・第9条・第11条

2.施行期日

改正規程は、令和5年2月1日から適用する。

■大阪海区漁業調整委員会事務規程

1.改正の内容

「大阪海区漁業調整委員会事務規程」において、「大阪海区漁業調整委員会規程」の改正に伴う条ずれ是正を行う。⇒第1条

2.施行期日

改正規程は、令和5年2月1日から適用する。

大阪海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和〇年〇月〇日

大阪海区漁業調整委員会

会長 今井 一郎

大阪海区漁業調整委員会規程第二号

大阪海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

大阪海区漁業調整委員会規程（昭和四十二年大阪海区漁業調整委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十五条及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十四条並びに大阪府条例等の公布に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四号）第四条の規定に基づき、大阪海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の運営、公告式等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第二条 委員会は、委員十名をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、会長及び会長職務代理者を置く。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>4 会長及び会長職務代理者は、委員の互選によつて決定する。</p> <p>(会長の職務等)</p> <p>第三条 会長は会務を総理し、会を代表する。</p> <p>2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。</p> <p>3 会長及び会長職務代理者の任期は四年とする。（ただし、委員在任中に限る。）</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第四条 会長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>一 第十二条第二項及び第二項の職員の任免に関すること</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十三条及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）二十五条並びに大阪府条例等の公布に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四号）第四条の規定に基づき、大阪海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の運営、公告式等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第二条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、次の事項を専決することができる。</p> <p>一 第十条第二項及び第二項の職員の任免に関すること</p>

<p>二 委員会の委員・専門委員及び書記長の旅行命令に関すること</p> <p>三 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第五条―第八条 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 議事内容</p> <p>2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二名がこれに署名するものとする。</p> <p>(公告式)</p> <p>第十条 漁業法第二百二十条の規定による指示並びに同法第百条第七項、第百六十六条第十一項及び第百六十七条第四項各号の規定による裁定は、大阪府公報に登載して公示する。ただし、天災その他やむを得ない事情で大阪府公報に登載することができないときは、大阪府庁前掲示場に掲示してその登載にかえることができる。</p> <p>第十一条 前条の規定による公示をしようとするときは、知事の事務部局の例により手続きを行うものとする。</p> <p>第十二条―第十五条 (略)</p>	<p>二 委員会の委員(以下「委員」という。)、専門委員及び書記長の旅行命令に関すること</p> <p>三 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第三条―第六条 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 議事事項</p> <p>四 議決の結果</p> <p>五 その他重要な事項</p> <p>2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二名以上がこれに署名するものとする。</p> <p>(公告式)</p> <p>第八条 漁業法第六十七条の規定による指示並びに同法第四十五条第七項、第二百二十五条第十一項及び第二百二十六条第四項各号の規定による裁定は、大阪府公報に登載して公示する。ただし、天災その他やむを得ない事情で大阪府公報に登載することができないときは、大阪府庁前掲示場に掲示してその登載にかえることができる。</p> <p>第九条 前条の規定による公示をしようとするときは、公示の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に会長が署名するものとする。</p> <p>第十条―第十三条 (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

大阪海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和〇年〇月〇日

大阪海区漁業調整委員会

会長 今井 一郎

大阪海区漁業調整委員会規程第二号

大阪海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

大阪海区漁業調整委員会事務規程(昭和四十二年大阪海区漁業調整委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この規程は、大阪海区漁業調整委員会規程(昭和四十三年大阪海区漁業調整委員会規程第二号)第十三条の規定に基づき、大阪海区漁業調整委員会(以下、「委員会」という。)の事務所処理に関して必要な事項を定めるものとする。 第二条―第十条 (略)	(趣旨) 第一条 この規程は、大阪海区漁業調整委員会規程(昭和四十三年大阪海区漁業調整委員会規程第二号)第十一条の規定に基づき、大阪海区漁業調整委員会(以下、「委員会」という。)の事務所処理に関して必要な事項を定めるものとする。 第二条―第十条 (略)

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

大阪府漁業調整規則に係る許認可方針の新規制定について（素案）

【改正の概要】

- ・ 小型定置漁業（すだて漁業）の許認可方針を新規に制定する。
- ・ すだて漁業に係る制限措置の内容や許可等の条件等は、桁網漁業と同様とする。

【改正のスケジュール】

令和5年

1月20日 海区漁業調整委員会（許認可方針（素案）の説明）

（1月27日から2月25日まで パブリックコメント（30日間））

3月 海区漁業調整委員会（パブリックコメント結果の報告
許認可方針（案）の諮問・答申）

3月下旬 許認可方針を施行

4月 海区漁業調整委員会（漁業許可の公示）

（4月下旬から6月下旬まで 漁業許可の公示）

6月末 許可